

令和7年・8年度 一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会

理事立候補届

私は、「一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会役員選出規程」に則り、令和7年・8年度一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会の理事に立候補します。

フリガナ 立候補者氏名	
公益社団法人 日本精神保健福祉士 協会会員番号	
連絡用 メールアドレス	
連絡先住所 (郵便物をお送りする場合の住所)	〒
立候補理由	
立候補届出提出日	令和 年 月 日

「一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会役員選出規程」に則り、選挙管理委員会において理事の立候補届を受け付けます。

公 示 日 令和7年4月18日（金）

立候補受付期間 令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金）まで

立候補届出方法 本Formsによる電磁的方法及び郵送（郵送の用紙は県協会HP URL：より立候補届をダウンロードし記載し事務局 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号福祉プラザ内 一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会内選挙管理委員会宛てに送付してください）

選挙管理委員会にて立候補届をまとめ、令和7年6月29日（日）開催予定の総会議案として総会の承認を受ける手続きをとります。総会の議決を経て理事が選出されます。

立候補届出期間以外（電磁的方法の場合は届出期間内。郵送の場合は設定期間内当日消印有効）の届出は無効となります。

一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会役員選出規程 令和3年12月1日制定 規程第 6号

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款に定める総会における役員の選任に際して、役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第2条 本協会定款の規定における「役員」とは、理事及び監事をいう。

（役員の定数）

第3条 本協会定款の規定により、理事の定数は8人以上15人以内、監事の定数は2人とする。

（業務執行理事理事）

第4条 本協会定款の規定により、会長以外の理事のうち、副会長と事務局を担当する理事を法人法の業務執行理事とする。

（理事の立候補）

第5条 理事は立候補制とする。

2 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前において別に定める期間とする。

3 立候補の受付は、郵送及び電磁的方法によることとし、別に定める必要書類を締切日（当日消印有効）までに事務局に送付する。

4 立候補者は、正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。

（監事の区分及び定数、選出方法）

第6条 監事の定数は2人とする。

2 監事候補者は、業務執行理事会において選出する。なお、監事は正会員以外の学識経験者や経理実務経験者等から1人選出することができる。

（役員選挙管理委員会）

第7条 役員選出に係る事務を行うため、役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を設置する。

2 理事会は、構成員の中から選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）3人を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事を任命することができない。

- 3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、原則として、役員改選にあたる前年度の7月までに開催された理事会において任命された日から翌々年の総会までの2年間とする。
- 5 選挙管理委員は、理事に立候補すること、立候補者を推薦すること、監事候補者となることはできない。
- 6 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 7 選挙管理委員会は、30日以上60日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、また、理事会による学識等理事候補者及び監事候補者の選出を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。
- 9 その他選挙管理委員会に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(欠 員)

第8条 役員に欠員が生じた場合の措置は、別に定める。

(役員候補者名簿の周知)

第9条 役員候補者名簿は、総会に提出するとともに、本協会の広報媒体を介して、正会員に周知するものとする。

(理事の区分及び定数の適用除外)

第10条 第3条に定める理事の区分及び定数については、理事の候補者の合計数が本協定第24条に定める定数を上回る場合には、本協定第21条第の定めにより、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員選出に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、法人設立登記の日から施行し、令和5年度の役員選出から適用する。